会議資料２－１

ミュージアム都留基本的運営方針（案）について

【今後の課題】ミュージアム都留における運営方針の検討（令和７年度説明内容）

会議資料２－１

【課題】

- 今後、ミュージアム都留においても活動を展開していく上で、館の将来ビジョンや運営の方向性、評価基準などがない。
- 館の博物館方針を明文化することで、ミュージアム都留が単なる「箱モノ」ではなく、将来を通じて、地域における歴史・文化の意識の醸成や地域課題の解決への寄与、地域資源の保存・活用を実施していく上での内外における「共通理解」となる。
- また、職員育成の方針なども検討事項とすることで、職員の個性なども活かしつつ、単なる趣味や個人的嗜好にとどまらない、「都留市」と「個人研究」を紐づけながら地域に貢献する職員の育成を全庁的に進めることが可能となる。
- なお、現状館の運営における点検評価は実施しておらず、あくまでも生涯学習課としての庁内評価である長期総合計画KPIの確認や、行政評価にとどまっており、関係団体を交えたオープンな評価体制には至っていないため、あわせて検討をしていく必要があるか。（来館者向けのアンケートは実施）

【令和７年度　概要説明会における本件の委員の主な意見】

- 館の方針を明確にしていくことは非常に良い取組である。具体的には「使命書」を作成するのが望ましい。現在ではいくつかの博物館が使命書を作成しており、社会に対してビジョンやミッションを提示することが重要である。また使命書の作成は、博物館の目的や中長期的な使命について、内部職員の目線合わせにつながるという意味でも有効である。
- ミュージアム都留が館として目標を示し、それを実現するための方針を公表すれば、県内でも初めての事例となる可能性がある。積極的に策定を検討するべきである。

【「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示」（令和８年度）に関する説明概要】（一部参考）

第4条関係（基本的運営方針及び計画）

運営方針と中長期計画の策定

- 自治体の教育・文化振興計画と連動した「基本的運営方針」を定め、社会の変化に応じて見直す。

評価指標の設定

- 単年度の事業計画だけでなく、複数年にわたる中期計画を策定・公表し、進捗を測るための評価指標を設定する。

第6条（資料の収集、保管等）

長期的な資料管理とデジタル化

- 長期的な見通しに基づく収集・管理方針を策定し、資料の保存とあわせてデジタルアーカイブの作成を進める。

資料処分の透明性確保

- 資料の交換・譲渡・廃棄等を行う際は、多様な関係者の意見を聴き、手続の透明性を確保する。

第12条（学校、家庭及び地域社会との連携等）

地域課題解決への貢献

- まちづくりや産業活性化だけでなく、人口減少、過疎化、社会的孤立、環境問題など、地域が抱える多様な課題に対して、他機関と連携しながら博物館の特性を活かして取り組む。

**令和７年度報告内容や国の方針、社会的動向などを踏まえ、博物館としての「使命」を達成していくため、
「ミュージアム都留基本的運営方針（案）」を作成。
ミュージアム都留条例及び本方針に基づく館の運営を図るものとする。**

ミュージアム都留基本的運営方針（案）概要

1. 策定の背景と目的（項目1･2･3）

- 背景：博物館法の改正（令和4年度）や社会ニーズが多様化している。
- 目的：開館当初の「都留市まるごと博物館構想」の理念を継承しつつ、すべての利用者に寄り添う新たな役割を果たすため。
- 根拠：博物館法、条例、都留市総合計画（第7次）等に基づき、毎年度の事業計画の指針とする。
- 現状（令和7年度）：収蔵資料約2万点、観覧者数9,158人。職員7名内、学芸員資格取得者5名。

2. 基本理念と基本目標（項目4･5）

【基本理念】

「都留市の歴史文化を次世代に伝え、誰もが探究することできる博物館」

【3つの基本目標】

- **文化財保護の推進**
- **生涯学習の推進**
- **都留市役所及び市内外の企業との連携**

3. 具体的な活動内容（項目6）

基本目標を達成するため、以下の3本柱で活動を展開。

① 文化財保護の推進（収集・保管・展示）

収集・保管：館内協議・協議会への諮問を経た適正な資料収集。温湿度・害虫管理の徹底とデータベース化。

展示：都留市の通史（八朔祭・織物等）を伝える常設展と、常設展を補完・深掘りする企画展・特別展の実施。

② 生涯学習の推進（教育・福祉連携）

学習機会：誰もが楽しめる講座の開催や、社会教育施設（公民館・図書館等）との連携。

学校・福祉連携：出前講座や副教材作成による学校支援。バリアフリーを意識した福祉施設の見学受入。

調査支援：職員の専門知識を活かしたレファレンス（調査・研究相談）の充実。

③ 市役所・企業との連携（協働）

庁内連携：歴史的公文書の展示活用と、職員の価値意識の醸成。

企業連携：企業研修の受け入れや、展示内容に関連する企業との積極的な協働。

4. 評価と点検（項目7）

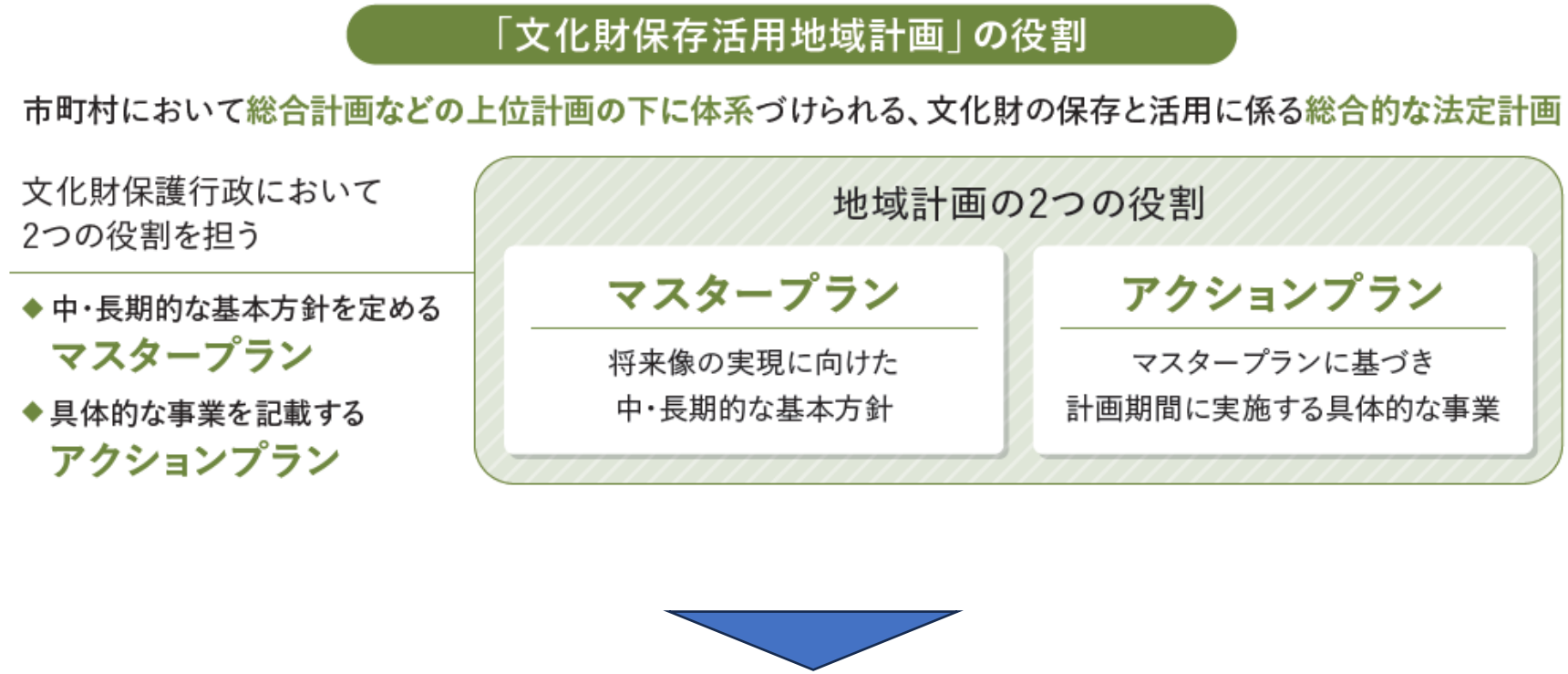
PDCAサイクルの確立：事業ごとに目標と評価指標を設定。

透明性の確保：博物館協議会へ結果を報告し意見を求めるとともに、市ホームページ等で広く公表し、継続的な改善を図る。

ミュージアム都留における運営方針の検討（「地域計画」との位置づけ）

◆ 文化財保存活用地域計画の役割

- 文化財保護法の第183条の3に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画で、市町村の総合計画などの上位計画の下に体系づけられるもの。
- 地域の歴史や文化の文脈に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特性を生かした地域振興を図るとともに、確実な文化財の継承につなげる。



基本的運営方針を地域計画内に位置付けて文化財保存・活用と博物館の活動を一体的に実施